

この書今傳はらねば詳ならず。古書に引きたるは、年中行事秘抄正月十五日主水司猷御粥條に、天平勝寶五年正月四日の勘奏をのせ、本朝月令四月八日灌佛の條にも引きたり。また政事要略、明文抄には、九月九日節會にこれを引きて、その中に魏文帝與鍾繇書、續齊諧記、天平勝寶七年正月四日の勘奏をのせたり。この外、年中行事秘抄の處々に引きたる舊記も、この書の略名ならんか。諸書に引きたるものによれば、この書は年中行事などに關する事を記したるものなるが如し。

この書の著作年代、及び著者は詳ならねど、本朝月令に引きたるを見れば、村上天皇以前のものなるべし。月舊記とは、如何なる意にか、月は著者の姓名、または居處等の文字の偏をとりたるものならんか。

平京雜記 七卷

神宮文庫本(村井、江藤舊藏)前田二本、彰考館一本、徳富本等、平京新記としたり。

この書も、今逸して、古書にのせたる遺文だに見えず。

三公事

本朝月令 六卷 或四卷歟記、記年中公事本縁、公方撰

年中公事の本縁とは、年中行はる、恒例公事の起原などを記したるものなり。「或四卷歟」と註したるは、通憲入道藏書目錄に、四卷としたるによりたるものか。もと四卷なりしを、その中特に二卷を分冊して、六卷としたるものか。六卷なりしを、合せて四卷としたるものによ。

著者公方は、惟宗直本の子なり。醍醐、朱雀、村上、冷泉の四朝に仕へ、明法博士、大判事、勘解由長官、左衛門權佐等に任せられ、家學をうけて、最も法律に精通せり。

この書は、明衡往來に、古事記、官曹事類と同じく、「以秘藏爲宗」と記し、尊圓親王の釋氏往來にも、八日灌佛の導師の參仕に就いて、「本朝月令證本令持給之由、慮外承之、若有恩借、欲決蒙昧」と記されたり。然るに、四卷の中、今傳はりたるは、四月より六月まで一卷のみ。即ち四月は、朔日視告朔事以下十三條、五月は、三日六衛府獻昌蒲並花等事、五日節會事、六日競馬事の三條、六月は、朔日内膳司供忌火

御飯事以下十一條あり。いづれも和漢の典籍、及び佛經等に據りて、その起原、沿革等を記したり。引載したる書は、

日本紀 古事記 續日本紀以下の國史 類聚國史 古語拾遺 令義解 弘仁式 貞觀式 式 弘仁

格 延喜格 大同新抄 外記日記 右官史記 内裏

式 儀式 彈例 神名帳 式部記文 月舊記 先代

舊事本紀 聖德太子傳 高橋氏文 秦氏本系帳 風

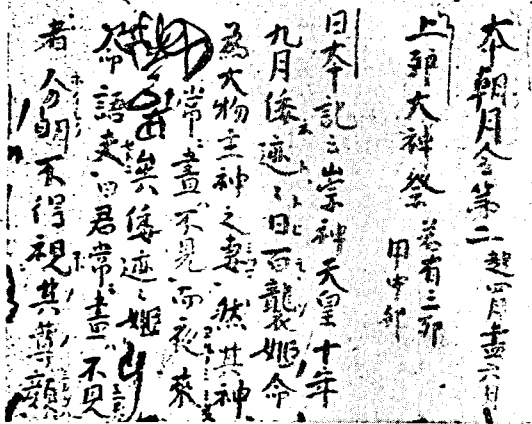
俗通記 日本決釋記 世風記 荆楚歲時記 續齊諧

記 宿命本起經 海龍王經

等なり。

この書は、此の如く殘缺となりて、傳はりたるもの四分の一に過ぎざりしが、亡佚したる部分は、明文抄、師遠年中行事以下の諸書に引きたるものあり。こは本朝月令逸文に纂録したり。

この書の古寫本は、前田侯爵家所藏一冊あり。四月より六月までにて、四月は、上卯日大神祭よりあり。本朝月令要文と題して、鎌倉時代中期頃の古文書の紙背に寫したるものなり。南北朝始の頃のもの



本朝月令
(侯爵前田利爲氏所藏)

にて、金澤文庫舊藏なり。刊本は、群書類從に收めたるものあり。

この書の外に、本朝月令と稱するもの世に傳はれり。四卷にして、正月より、十二月に至る公事を記したり。中に「一條院勅營業」と見え、舊事玄義抄等を引ききたるものあり。後人の偽作したるものなる事は、いふを俟たず。篠崎維章の和學辨に、本朝月令も二通ありといひ、示蒙抄増補にも、「本朝月令二三本あり、殘闕して、四月より六月までありて、一卷なるは眞本なり、餘は贋作にかゝれり、用ふべからず、」といへるは、その本なるべし。

清涼記 五卷 天曆御撰、雅材奉勅書、若小一條左大臣奉勅撰、

恒例臨時の朝儀を記させ給へる書なり。清涼抄とも、清涼御記とも記したるものあり。清涼記は、蓋し清涼殿記の略稱なるべく、清涼殿は常の御座所なれば、ここにて宸筆を染めさせ給へる故の稱ならんか。

この御記の卷數、江次第抄には十卷として、これとあはず。されど、權記にも五卷と見えれば、もとは五卷なりしが、後には、卷冊を分ちて、十卷としたるものありしなるべし。

この書の御撰なる事は、權記、法性寺殿記に見えたり。その「雅材奉勅書、」とあるは、雅材が宸筆の御草本によりて、清書したるものなるべし。雅材は、肥前守藤原經臣の子にて、文藻あり。村上天皇の親任

を蒙り、藏人左少辨たり。若小一條左大臣奉勅撰、とある小一條左大臣は、寵幸厚き宣耀殿女御芳子の父左大臣小一條師尹なり。師尹、この書を拜觀して、之に感じ、註文を加へたるものありたるにより、世間流布の本二部あるよし、法性寺殿記に見えたり。二部は蓋し雅材の拜寫したるものと、師尹の註記したるものとをいへるものなるべし。然るに、今は世に傳はりたるものなく、小右記、西宮記、政事要略以下の諸書に引載したるものあり。これも清涼記逸文に纂録したり。なほこの書の事は、皇室御撰之研究に記したり。

西宮抄 四卷、八卷、十卷、十五卷、左大臣高明撰

年中恒例、及び臨時の朝儀、政務の事どもを記したるものなり。また西宮記ともいへり。卷數も、四卷本は江次第に、十卷本、十五卷本、十六卷本は、台記、玉葉等に見えたと、八卷本の事は、この書籍目錄の外に見えず。此の如く、卷數まちまちにして、一定せざれど、後二條師通記には、「十五卷爲善、」と記したり。

著者高明は、醍醐天皇の皇子にして、源朝臣の姓を賜はり、世に西宮殿と稱したり。安和二年、冤罪によりて、太宰府に左遷せられ、天元五年十二月薨去せられたり。

この書の古寫本は、九條公爵家所藏二卷、及び前田侯爵家所藏十八卷あり。平安朝末期より、鎌倉時

代中期の間に於ける古寫にして、いづれも昭和七年、國寶に指定せられたり。また前田本の中、臨時十一御即位の條一卷は、昭和三年寫眞版として、複製せられたり。刊本は、改定史籍集覽、及び増補故實叢書に收められたり。但し改定史籍集覽本は、流布の諸本により、増補故實叢書本は、前田本によりて、これを補足したり。なほこの書の事は、史

學雜誌第三十一編第一號、及び増補故實叢書、皇室御撰之研究に拙考を載せたり。

北山抄 十卷

圖書寮本、(荷田、松岡舊藏) 内開一本、影考館一本、前田一本、刊本等には、「十卷、十五卷、十六卷」とし、或は「十二卷、十五卷、十六卷」とし、類從本、山鹿本等「十二卷」としたり。

年中恒例の行事、及び臨時の公事を記し、太政官の政務、近衛大將の作法、國司の行事等を記したるものなり。諸本いづれも著者を擧げざれど、

一御即位 爲の時 天皇太子御即位の時、

定威儀 侍從 少輔等、天皇御前、

宴饗 日內東院、教任同官儀、内升奉

宣令 奉時、日內東院、遠使、出使、

日內東院、内升奉、日內東院、

日內東院、内升奉、日內東院、

日內東院、内升奉、日內東院、

日內東院、内升奉、日內東院、

日內東院、内升奉、日內東院、

日內東院、内升奉、日內東院、

日內東院、内升奉、日內東院、

日內東院、内升奉、日內東院、

日內東院、内升奉、日內東院、

大納言藤原公任の著なる事は、諸書一致して、異説あるものなし。

この書は、著者公任の稿本一卷あり。三條公爵家の所藏なり。また前田侯爵家の所藏古寫本十二卷、及び永正の古寫本五冊あり。刊本は、弘化二年丹鶴叢書に收めて上木し、後國書刊行會にて、これを活字に附し、近年増補故實叢書にも收めたり。この書の事は、史學雜誌四十六篇第九號に拙考を載せれば、左に掲ぐ。

一

大正十五年三月、公爵三條公輝氏所藏の記録文書を史料編纂所に委託せられたる際、これを點檢調査したりしが、その中に、古き記録の殘簡一括あり。一條天皇の長徳、長保の年月を記したる古文書を繼ぎ合せて、その紙背に筆録したるものなり。處々に抹消して書き改めたるところあり、追記したるところあれば、原稿草本の類なる事は、言を俟たず。その中に、更途指南と記して、その目録を記したる一紙あり。更途指南は、藤原公任の著北山抄の一部にして、今傳はりたるものと異ならざれば、その稿本なる事明なり。公任の筆蹟と稱して世に傳はりたるものには、萬葉集切、朗詠集切等の古筆斷片あれども、正しき公任の自筆なりや否や、未だその明證あるものに接せざりしが、この稿本によりて、始めて公任の手蹟を見、その筆致を伺ふ事を得たり。この稿本は、文部省にて、昭和六年國寶に指定せられ、史料編

纂所に於いては、これを寫眞版として古簡集影に收め、遠からず公にせらるる事あるべしといふ。余は會て、北山抄と同じ種類なる西宮高明の西宮記と、惟宗允亮の政事要略の古寫本とを、前田侯爵家に於

いて一覽し、兩書に關する考説を本誌に掲げたる事ありき。よりて今回北山抄に就いても、一考を試み、識者の教を乞はんとす。

二

北山抄 (藏所氏輝公條三爵公) 抄 山 北

北山抄は、年中行事、及び臨時の朝儀を記し、太政官にての政務、近衛大將中將等の作法、國司に關する事等を記したるものなり。藤原公任の著なる事は、諸書に見えて、未だ異説あることを聞かず。なほ本書卷十更途指南に、「先公爲權辨、文範爲左中辨之時、」と見えたり。即ち先公は、公任の父廉義公

頼忠にして、公卿補任に、天曆九年二月十七日、文範左中辨となり、同十年三月廿四日、頼忠權左中辨となりし事見えたり。以て公任の著なる事を證するに足れり。

公任は、小野宮實頼の孫にして、圓融天皇以下五朝に歷仕し、累進して大納言に至り、陸奥出羽の按察使を兼ねたり。よりて按察大納言といひ、また四條の第に住みたるを以て、四條大納言と稱せられたること、榮華物語、大鏡等に見えたり。公任衆藝に秀で、殊に管絃を善くし、詩歌に長じたること、大鏡、古事談等に見え、朝儀典禮に練達したること、江談抄に記せり。大納言源俊賢、同藤原行成、同齊信と、名を等しうして、世に四納言と稱せられたり。萬壽元年、藤原教通に嫁したる愛女の死を哀みて致仕し、北山長谷の山莊に入りて出家し、長久二年正月、七十六歳にて薨去せり。

三

この書を北山抄と名づけたるは、著者公任が、晩年北山長谷に閑居したるによれり。撰集秘記には、北山納言抄といひ、中右記、玉葉には、北山記とし、江次第には、北山要抄と見え、覺禪抄には、略して北抄と記せり。また公任を四條大納言と稱したるによりて、水左記、中右記、江次第には、四條大納言記とし、殿暦には、四條大納言十卷抄と記し、富家語談には、四條大納言書と見え、後二條關白記、江次第には、略して四條記とも記せり。

この書の卷數は、本朝書籍目録に十卷とあり。但し群書類従本同目録には、十二卷とし、寛文刊本同目録寫本の目録の中には、「十二、十五、十六」と註して、十五卷、十六卷のものもあるよし記せり。なほ色川三中舊藏（靜嘉堂文庫所藏）の同日録には、藍字にて三十卷と註したるによれば、三十卷あるよしの

説もありしなり。色川氏の註記には、

十二卷トスルモワロシ、十卷トセシハ、今ノ本ニヨレリ、三十卷トハコトニ非ナリ、モトハ五十卷モアリシト見エタリ、

といへり。されど、小野宮顯仲の家に傳はりたるものは、十卷なるよし中右記に見え、殿暦にも十卷として、堀河天皇の頃には、十卷なるもの多し。且つ仙洞御文書目録に見えたるもの、及び今の本も十卷なるによれば、本朝書籍目録の神宮文庫本、内閣本、前田本、神智文庫本等に十卷とあるを以て正しとすべきなり。されば十二卷、十五卷、十六卷は、蓋し十卷を分冊したるものなるべく、三十卷とし、五十卷あるべしといへる説の誤なるは明なり。但し増補示蒙抄には、「十一卷なるを善とす、」といひ、右文故事、群書一覽の如きも、十一卷としたり。世に傳はりたる諸本の中、十一卷なるは、卷九の裏書を別冊としたるものなり。唯大久保忠寄の舊藏本（靜嘉堂文庫所藏）のみは、本文十一卷なれど、卷十一は、卷七都省雜事を重複したるものなり。また圖書寮御所藏二本、及び内閣所藏本は、七冊にして、内閣所藏の林氏本は六冊、前田侯爵所藏本五冊、内閣所藏神祇官本は九冊なり。されど、圖書寮、内閣、靜嘉堂文庫等の諸本は、多く十冊なれば、五冊、六冊、七冊、九冊の諸本は、合綴としたるものなり。

四

此の如く、この書は、十卷にして、その篇目は、年中要抄以下八篇に分ち、各その中に條目を設けたり。

即ち、

- 卷一 年中要抄上 正月元日拜天地四方事より、五月十日賑給事に至る九十二條、
卷二 年中要抄下 六月朔日忌火御飯事より、十二月晦日追儼事に至る九十條、
卷三 拾遺雜抄上 朝拜より、維摩會に至る十三條、
卷四 拾遺雜抄下 御元服儀より、講日本紀に至る三十一條、
卷五 踐祚抄 讓位より、一代一度仁王會に至る十四條、
卷六 備忘 詔書より、京官除目に至る三十七條、
卷七 都省雜事 外記政より、請外印雜事に至る十三條、
卷八 大將儀 朝拜より、倭漢號に至る三十四條、
卷九 羽林要抄 年中行事は、元日より、大庭儀に至る十八條、臨時は、雷鳴陣より、陣中に至る二十條、

卷十 吏途指南 國司下向早晚より、古今定功過例に至る二十三條、

年中要抄は、年中恒例の公事にして、卷三拾遺雜抄除目の條には、年中卷と記し、三長記には、北山年中行事と見えたり。拾遺雜抄は、年中行事の一部分、及び臨時の儀等にして、江次第、魚魯愚抄には、北山拾遺抄と記し、宇槐記抄には、略して北山拾遺といへり。拾遺雜抄と名づけたるは、如何なる故にか。蓋し

この卷には、年中要抄になき條目を收め、その中二三、年中要抄と條目を同くしたるものあれど、年中要抄は、本文を略し、特にこの卷に掲げたるによれば、年中要抄の拾遺なるが如し。踐祚抄は、踐祚即位以下、御代始の儀などを掲げたり。但し刊本、及び寫本の中には、篇目なきものあり。踐祚抄は、前田侯爵家所藏の古寫十二卷本に記し、同家所藏五冊本には踐祚とし、山田以文の舊藏本（靜嘉堂文庫所藏）には、踐祚要抄と見え、圖書寮御所藏の禰家本には、踐祚要抄とあり。この外、同御所藏の七冊本、内閣所藏の神祇官本には、讓位とし、同所藏の林氏本には、讓位即位と見えたり。また卷六備忘宇佐使仁王會の條には、「一代事、在踐祚卷、」と記せり。但し卷一年中要抄上朝賀の條、及び卷三拾遺雜抄上朝拜裴束の條には、即位抄と記したるによれば、また即位抄とも稱したるが如し。備忘は、詔勅、行幸、任官、その他の事どもを記せり。卷二年中要抄下伊勢大神宮の條には、備忘卷といひ、卷三拾遺雜抄上除目の條には、備忘記と見えたり。蓋し備忘は、年中要抄、拾遺雜抄等に載せたるもの、外、忽忘に備へんが爲のものなるべし。都省雜事は、太政官の政務を記したるものにて、都省は、太政官の唐名なり。上卿故實には、北山都省とし、卷一年中要抄上列見、及び成選位記の條等には、都省卷と記せり。大將儀は、近衛大將に關係したる恒例臨時の儀なり。羽林要抄も、近衛中將以下、恒例臨時に關する儀を記し、吏途指南は、國司に關する事を記せり。群書一覽には、この外、雜儀一卷ありて、十一卷としたれど、前述の如く、本書は十卷ありしものなれば、本書に關係なき他事の混入したるものなるべし。但し増補示蒙抄、右文

故事にも、十一卷としたるによれば、或は羽林要抄の裏書を別冊として、雜儀と題したるものならんか。また前田侯爵家の所藏本五冊の中、「官奏事北山抄」と題したるもの一巻あり。巻頭の目録左の如し。

南殿奏事 官東廊床子座 申一上事 勘文體 定文體 諸定類 觸穢類 神事類 佛事類 勅書類

申一上事以下は、その内容目録とあはず。且つ今の諸本になく、官奏の下に、著者の祖父小野宮實頼と、九條師輔の兄弟が、互に公事儀式を挑み争ふ事を記したれば、實頼の子孫の筆録したるものとも思はれず。その書に類したるものなれど、別のものなる事明なり。

前掲八篇の中に收めたる條目は、三百八十五條あり。この中、各篇に條目の同じきもの頗る多し。即ち

正月初拜五、八、 節會一、八、九、 七日節會一、八、九、 御齋會始一、八、 御齋會内論義一、九、
賭弓一、八、九、 内宴五、八、 二月釋奠一、九、 季御讀經一、九、 四月灌佛一、九、 駒牽一、八、九、
五月競馬一、八、 七月相撲召合二、八、九、 九月九日節會二、九、 例幣二、八、 十一月新嘗祭
二、九、 十二月荷前二、八、九、 追儼二、八、九、 旬一、八、九、 射禮三、八、九、 定受領功過三、
十、 過分不堪三、十、 異損三、十、 大索四、六、 讓位五、八、 大嘗會御禊五、九、 大嘗會
五、八、 東宮行啓六、八、 仁王會六、九、 雷鳴陣八、九、 初任八、九、

この外條目のみありて、本文なきもの尠からず。また行幸、及び除目の如く、行幸召仰、野行幸を別に

挙げ、除目清書、直物、臨時除目、女官除目等の細目を掲げたる類二三あり。條目のみありて本文なきものは、概ね卷一より、卷七までの間のものなり。この中、卷一、二年中要抄のもの最も多し。卷一には、「在都省卷」、「在備忘卷」など、記して、本文省略の理由を示したるものあり。これによれば、卷一より、卷七までは、互に關聯したるところあるが如し。またこゝに抄出したるは、いづれも本文あるものゝみにして、その中同文なるは、卷四、卷六にのせたる大索の一條のみなりき。これも前掲の如く七卷までのものなれば、一は條目のみにて、本文を略したるものなるが如し。その他は、本文互に詳略異同ありて、同一なるものあらず。此の如く卷七までと、卷八、九、十の三卷と、各本文の同じからざるは、卷八、九は、近衛大將、及び中將に關係するもの、卷十は、國司關係のものにて、各別々のものなるが故なり。また江次第、宇槐記抄、羽林要祕抄等には、北山抄といはずして、年中要抄、大將儀、羽林抄等を書名として、本書を引載したるものあり。これによれば、もとは一部のものにあらず、別々のものなりしを、後に一部のものとして、北山抄、四條大納言抄など、稱したるものならんか。

この書に引載したる典籍頗る多く、殊に、今は散逸して傳はらざるもの、殘缺となりて、完からざるもの尠からず。即ち、

寛平御記 醍醐天皇御記 村上天皇御記 吏部王記 外記日記 内記所記 殿上記 史記 左近陣記 殿上記 年々私記 貞信公記 保忠卿記 清慎公記 九條記 齊光卿記 邦基卿記 延光

卿記 弘仁式 貞觀式 延喜式 清涼抄 内裏式 内裏儀式 新儀式 親王儀式 寛平式 藏人式 西宮記 雜例 辨官記文 裝束記文 九條殿私記 九條殿口傳 九條年中行事 貞信公敎命

等あり。彼此參酌して、異同を正し、特にその事例を列擧したれば、恒例のみならず、臨時の朝儀、及び制度を考査して、政治に參與し、吏務を執掌するもの、參考に供したり。されど、年中要抄(卷一、二)の如きは、條目のみを列ねて、本文をのせざるもの九十條あり。但しこの中には、拾遺雜抄(卷二、三)以下に載せたるものありて、或は「見即位抄」、「在都省卷」、「在備忘卷」とし、或は「在別」など、註したるものあれど、他は著者が、漸次追記する豫定なりしもの、如し。なほ踏歌の條(卷一)には、「付後宴可抄出清涼抄、新儀式、二朝御記、○中殿上記等」と記し、五月五日節會の條には、「件節會儀、可抄内裏式云々等、」など見えたるによりて、之を證すべし。羽林要抄(卷九)二孟旬の條にも、別に「太子參上儀、可註載、」と見え、吏途指南(卷十)加階の條に、「應和預造宮賞之者、真材、時明、文實、國章、爲輔、仲遠等、皆治國賞云々、可尋勘、」など記したるによれば、後日追加増補の豫定なりし事明なり。また年中要抄上(卷二)大神祭、廣瀬龍田祭の條、拾遺雜抄下(卷四)上皇皇后崩御の條、踐祚抄(卷五)先山陵告即位由條の如きは、儀式を擧げずして、事例のみを擧げたり。是等もまた、他日その儀式等を記入すべき豫定なりしが如し。なほ年中要抄上(卷二)に、「四月二十四日以前奏郡司銓擬事在備忘卷」と見え、備忘卷(卷六)侍從所々監事の下に、「其儀在都省卷、」と註したれど、今本の備忘卷、都省卷には見えざれば、その未定稿なりし事を知るべきなり。大將儀(卷八)、羽林要抄(卷九)、も卷首の記載等によれば、清書したるものにあらず、稿本のまゝなりしもの、如し。殊に吏途指南(卷十)にのせたる目錄の終に、「他卷又有此類、取捨可清書、」と記したるによれば、各卷を彼此對照して、稿本を整理し、清書に著手せんとせしものなるべし。今世に傳はりたる諸本は、此の如く未定稿のまゝ、を轉寫したるものなりしが、著者の整理して完成したるものは、如何なるものなりしか、詳ならず。

五

公任のこの書を著したるは、いつの頃なりしか、これを考究したるものなければ、詳ならねど、試にこの書の中に載せたる年次を検するに、卷一年中要抄上、元日の條には、寛弘三年の事あり。卷四拾遺雜抄下、上皇皇后崩御の條には、華山法皇崩御の事見えて、法皇の崩御は、寛弘五年なり。卷五踐祚の中讓位、及即位の條に、寛弘八年の事見え、卷七都省雜事任郡司の條には、寛弘七年の事あり。以てその寛弘以後に著はしたるものなる事を證すべし。また公任のこの書を著はしたる事に就いては、知足院忠實の説話を筆録したる

富家語談に、仰云、作法は西宮、並四條大納言書委細也、其中四條大納言書をば故殿殊にめてたがらせ給ひき、其故は、大二條殿御聲にとり、九條殿御記を引いて、作りたる書也、然者此家に尤相叶也、と記し、吉田日次記にも、「彼卿被進聲君大二條殿、」と見えたり。大二條殿は、關白教通にして、故殿は、

忠實の父後二條師通なり。九條殿御記は、九條師輔の記にして、師輔は公任の祖父小野宮實頼の弟なり。實頼、師輔兄弟相並びて、朝儀典禮に通じ、各これをその子孫に傳へて、小野宮流、九條流と稱したり。公任は小野宮流を傳へ、江次第には、「四條大納言者、小野宮無双之人也、」と記せり。されど、この書は、九條師輔の記録をも參考して撰びたれば、師輔の裔師通は、殊にこれを推奨したりしなり。げにやこの書の中には、九條記、九條右大臣私記、九條年中行事、九條殿口傳等を引證したるところ頗る多し。以て小野宮、九條兩流を併せたるものといふべし。公任の女の教通に嫁したるは、長和元年四月なりし事、榮華物語日かけのかつらの巻に見え、公任の從兄實資の

小右記には、長和二年三月十四日乙巳、賭射云々、四條大納言問送罰酒之儀、爲翌三位中將歟、大略各報示了、

と記せり。實資は、實頼の後にて、小野宮流を承けたれば、賭弓罰酒の儀を質問したるなり。三位中將は、翌教通にして、賭弓罰酒の事は、近衛中將に關係ある事なれば、教通の爲に、卷九羽林要抄を撰録したりしなるべし。また、

同書に、寛仁元年十月十五日庚辰、四條大納言爲翌左將軍、抄出大將作法事被見送、殊無珍事、明日可返奉、又有被疑問送事等、

とあり。大將作法は、卷八大將儀にして、著者はこれを撰録して、實資に見せ、且つその疑問を質したる

ものなる事を知るべし。是等によれば、羽林要抄は、長和二年の頃、大將の儀は、寛仁元年の頃、女婿教通の爲に撰びたる事を知るべし。富家語談、その他の書には、教通のために、北山抄全部を撰びたるもの、如く記したれど、大將の儀、及び羽林抄の外は、徵證なければ、明ならず。但し權大納言行成の

權記には、寛弘八年十一月九日、參東宮之間、左府被參於殿上、命云、大嘗間事、四條納言註出持來、只註次第不見子細、仍示此書無益之由返了、其故、只爲見次第、欲註目錄、非省略、本意可多書之故、以是欲爲證據、事甚髣髴無見子細云々、

と記し、

小右記にも、長和元年九月廿九日、太皇太后宮大夫公任大嘗會事抄出、左相府命云々、今日被見送也、と見えたり。左相府は道長なれば、大嘗會の事は、道長の委嘱によりて、抄出したるものなるべし。寛弘八年には、三條天皇の大嘗會を延引せられ、翌長和元年に至りて舉行せられしが、卷五讓位、及び卽位の條には、寛弘八年の事見えたり。また、

小右記に、長和五年正月廿二日、讓位式從大納言許被見送、先是六箇度被送、聊有一兩疑、改直亦被送也、傳國璽不知何物、仍尋其事、天長十年記見大刀契、以件記昨送之、卽載式文了、

よりて本書讓位の條を検するに、傳國璽に關する解説見えざれど、天長十年記を參考したるところ小右記に同じきを以て考ふるに、卷五踐祚抄は、長和五年以後のものなるを知るべきなり。また、

東宮御元服部類に、永承元年十二月十九日甲子、此日東宮^{○中}今日御裝束作法等、都同寛仁式、件式
彼時四條大納言公任、依大相國命、依應和式作之云々、

とあり。寛仁の東宮御元服は、寛仁二年正月三日、後朱雀天皇東宮の御時の御元服にて、大相國は道長
なり。三條天皇大嘗會の際、道長の委嘱によりて、大嘗會の事を抄出したるによれば、蓋しこの書の成
立と關係あるに似たり。東宮御元服の事は、卷四拾遺雜抄下に收めて、應和御元服の儀を處々に引き
り。これによれば、拾遺雜抄は、寛仁の頃のものならんか。また、

小右記に、長和四年四月十三日壬戌、子刻許火見南方、以下人見遣、歸來云、左衛門督^教家燒亡者、大

納言公任同宿、乍驚資平令侍車、馳向去燒亡處、兩卿在家業宅、乍立相逢兩卿、大納言道綱以下多會、

左相府近邊留車、左金吾依命參進、大納言云、一物不取出、又左金吾同談此由、伴燒亡處、左大臣^{從東}

<sup>東大路者西邊、從
三條坊門南邊、</sup>昨日故殿御日記季御讀經、依大納言御消息奉送之、問案内不取出、太口惜々々、又年中

行事葉子二帖、韵抄二帖、同以燒亡、至葉子等不敢惜、只故殿御記歎息々々、

と記せり。故殿日記は、實賴の記にして、年中行事葉子二帖は、この書の年中要抄上下二卷と、卷數もあ
へば、同じきものにて、この時燒失したるものならんか。果して然らば、年中要抄上下は、長和四年以前
になりしものなるが如し。なほ同書長和四年九月十一日の條に、伊勢例幣の宣命に關する公任の書狀
を掲げたるが、その中には、太政官式、先公御記、^小延喜御記等を載せたり。卷二年中要抄下九月十一日

奉幣伊勢大神宮事の條にも、延喜太政官式、天慶四年私記、延喜御記等を引證して、その趣も同じきによ
れば、この書と關係ありし事を證すべし。但しこの書狀は、年中要抄の稿本燒失以後の事なれば、蓋し
別に複本などありしものならんか。

また卷六備忘一分召の條に、「故堀河邊左大臣、」とあり。未だ堀河邊左大臣と稱したるものなければ、
堀河邊は堀川の誤なるべく、堀河左大臣は、藤原顯光なる事、公卿補任、大鏡等に見えたり。顯光の薨去
は、寛仁五年正月なれば、上に掲げたる微證によるに、年中要抄(卷一、二)踐祚抄(卷五)羽林要抄(卷八)
は、長和の撰なるべく、拾遺雜抄(卷三、四)大將儀(卷九)及び備忘(卷六)は、寛仁になりしものなるべ
し。唯都省雜事(卷七)は、篇中寛弘七年の紀事見えたる外、他に徵すべきものなければ、他の篇目の例
によりて推考するに、これもまた、長和、寛仁の頃に書きたるものなるが如し。また前述の如く、羽林抄、
及び大將儀は、女婿教通の爲に撰び、踐祚抄の大嘗會、拾遺雜抄の東宮御元服等は、執柄道長の委嘱によ
りて、筆錄したりとせば、都省雜事は公任の子定賴が、長和三年以來、辨官たりしにより、その爲に撰錄
したるものならんかとも考察するを得べし。吏途指南(卷十)のみは、その成立年度明ならざれど、稿本
の用紙の文書によれば、寛弘以後のものなる事は明なり。尙他の例によりて考ふるに、これも長和、寛
仁の筆錄ならんかと思はるゝなり。但しこの篇は、篇中に、

先公命云、功課之定、朝之要事也、雖在其職之者、不必練習、予久經辨官、非無所聞、昇八座後、故殿

下、於職曹司被行除目之時、依物忌不參仕、被賜御書云、無可定受領功過之公卿、修諷誦可參入、頗勵愚心、今所思出事、時々示之、子孫之中若有奉公志、聊註大概可備忽忘、隨卽所記事等、已及卷軸、而蓬居燒亡之時、悉爲灰燼、其後懶惰之上、皆以忘却、不能重註、自備朝儀之間、所見事略雖記出、誰人敢信用、不如投爐中者歟、

と記せり。先公は父賴忠をいひ、八座は參議にして、故殿下は、賴忠の父關白小野宮實賴なり。賴忠、天曆十年權左中辨となり、應和三年參議に任せられて、大辨を兼ね、安和元年權中納言に進みたれば、辨官たりし事十二年なり。蓬居は賴忠の第三條殿にて、三條殿は三條の南、大宮の東にあるよし、二中歴に見えたり。三條殿燒亡の年月明ならず。これによれば、賴忠辨官たりし時、註記したるものありしが、火災によりて燒失したりしかば、後に見聞したる事ども筆録したるものありしなり。また賴忠の權左中辨たりし時、左中辨文範、山城國の申したる干菰遭水損文を許可したる事に就いて、賴忠の難じたる事見えたり。功過定例の條に、大和守共政契狀を以て、不動を請ふ事を、過となすに就いても定ありし時、恒徳公爲光の説に對し、賴忠の議によりて、過に處したる事見えたり。是等によれば、吏途指南は、公任が、父賴忠の註記したるものによりたるところありしを徵すべきなり。なほ年中要抄上(卷一)元日宴會の條に、「清慎公出自第一間、九條大臣用第二間、而後御記不見一間之事、廉義公(賴忠)被記出入自二間之由、豈乖先公之教、用他家之說乎、」とあるによれば、吏途指南のみならず、この外にも、賴忠の記録など

によりて、筆録したるところありしもの、如し。

六

この書は、上に述べたるが如く、三條天皇の御代より、後一條天皇の御代の始までの間になりたるものにして、今傳はりたる諸本は、完成したるものにあらず、稿本のまゝを寫したるものなるが、完成の上、清書したるものは、はやく湮滅したるにや。或は稿本を整理したれど、これを清書するに至らざりしにや。今傳はりたるもの、外に、異なりたるものはなかりしにや。よりて、古書舊記に引載したるものと、今の本とを對照するに、同じきものもあれど、異同あるものもあり。今の諸本に見えざるものもあり。即ち、

(一) 古書舊記に引きたるものと、今の諸本とに異同のあるもの、

江次第季御讀經の條に引きたる羽林抄、(卷九羽林要抄)

羽林要秘抄駒牽の條、及び賀茂警固の條に引きたる羽林抄、(同上)

台記久安六年十二月三十日追儼の條に引きたる年中下、(卷二年中要抄下)

參議要抄節會の條に引きたる北山抄、(卷一年中要抄上)

水左記承保四年十月高陽院行幸の條に引きたる四條大納言記警蹕に關するもの、(卷八大將儀の文と甚しく異なれり、)

(二) 古書舊記に引きたれど、今の諸本に見えざるもの、

江次第四方拜の條、及び同書新嘗祭中院儀に引きたる四條記、(卷一二年中要抄、卷九羽林要抄に見えず)

宇槐記抄久安二年正月七日の條に引きたる北山抄、及び同三年十二月二十日の條に引きたる北山年中上元日會の文、同書仁平三年九月十一日の條に引きたる北山年中要抄、(卷一二年中要抄の中にあるべきもの)

上卿故實上臈著座時下臈承宣旨事の條に引きたる北山抄備忘、(卷六備忘の中に見えず)同書奏聞事に引きたる北山抄除目清書の文、(卷六備忘の除目の條に見えず)同書裏觸穢事に載せたる北山抄の文、(卷四拾遺雜抄下に見えず)

魚魯愚抄卷五親王當年給事等に引きたる要抄の文、(卷一年中要抄上に見えず)

此の如く、水左記、江次第、台記等に引きたるものと、今の本と同じからざるによれば、今の諸本以外に異なりたる別本のありしを證すべし。今の諸本は、前述の如く、稿本を寫したるものなれば、是等の別本は、著者が完成の上、清書したるものか、或は再治にして、一は初稿なりしものか詳ならず。なほ前掲の外に、小野宮顯仲の藏本あり、中右記元永二年八月一日の條、知足院關白忠實の藏本あり、殿曆嘉承元年三月二十四日の條、小野宮顯仲は、公任の伯父齊敏の曾孫資仲の子なり。卷九に、資仲の裏書、資仲の勘物を載せたるは、この本なるべし。

知足院關白忠實の藏本は、忠實の曾祖父頼通の女後冷泉天皇の皇后四條宮寛子に進めたるよし見えたり。是等は、今の諸本と同じく稿本のまゝを寫したるものか、水左記、江次第、台記等に引きたる別本と同じきものか、その他のものか、本文を引ききたるものなければ明ならず。この外藤原爲房が、白河法皇の院宣を奉じて、編修したる撰集秘記卷三十九に、北山吏途指南一卷(卷十)を收めたるものあり。爲房の大府記永保二年四月十二日の條、(卷三拾遺雜抄上賂弓にあり)、後二條師通寛治六年五月二日の條、及妙音院相國白馬節會次第(卷一年中要抄上にあり)、直物抄(卷一年中要抄上にあり)、天皇御元服上壽作法抄(卷四拾遺雜抄下にあり)、等に引きたるものは、今の本と同じきによれば、是等もまた、稿本のまゝを轉寫したるものなるべし。但しこは卷一、卷四の中、一部分のみにして、その他の部分には、異同ありしところありや否や明ならず。

此の如く、今世に傳はりたる諸本は、いづれも稿本の系統に屬したるものなるが、その原本はいかになりしものか、是等諸本の傳來に就いて考ふるに、その一部分なる卷一、及び卷二の年中要抄の二卷は、長和四年、著者が、女婿教通の第に同居したる際、火災によりて焼失したる事、小右記に見えなれば、今の本は、その複本によりたるものなり。また卷三、及び卷四の拾遺雜抄も、前田侯爵家所藏の古寫十二卷本、及び圖書寮御所藏の二本、内閣所藏の一本に記したる

奥書には、本書云、件卷四條宮燒亡之夜已爲灰燼、仍以內府之本寫

一校記

と見えたり。四條宮は公任の第にして、公任の姉圓融天皇の皇后遵子の住み給ひしところなり。四條宮の焼亡は、萬壽二年正月廿五日にて、その頃、公任の妻の住みたりし事、榮華物語若枝の卷に見えたり。内府は著者の女婿教通なるべく、教通の内大臣たりしは、寛仁五年より永承二年の間なり。これによれば、拾遺雜抄の稿本も、萬壽二年に焼失したれば、教通の本によりて、書寫したる事を知るべし。教通の本は、何人の書寫したるものが明ならず。萬壽二年は、公任の生存したる時なれど、この奥書は、その後のものにて、公任の書きたるものか、その子定頼などの記したるものか詳ならず。此の如く、年中要抄、拾遺雜抄の四卷は、はやく灰燼となりしが、卷五以下の六卷は、いかになりけるにか、徵すべきものなかりしが、近年に至りて、その中卷十吏途指南の稿本一卷は、三條公爵家に所藏せられたる事世に知らるゝに至れり。その他五卷の稿本は所在詳ならねば、恐らくは亡佚したるならんか。但し新井白石の紳書に、「北山抄の別記は、公任自筆西三條家に有、」と記せる北山抄の別記は、いかなるものなるか、三條西伯爵家には、この稿本を所藏せられたる事を聞かざれば、或は三條家の誤にて、別記は吏途指南の事をいへるならんか。

吏途指南の稿本の三條公爵家の架藏となりし由來は明ならず。この稿本一卷は、文書を繼ぎ合せて、その紙背に筆録したるものなり。文書十五通二十七葉にして、白紙一枚をそへたり。中に缺けたるところありて完からず。もと繼目の離れたるところあり。三條公爵家には、別にこの稿本を影寫したる

複本あり。いつの頃影寫したるものか明ならねど、古きものにはあらず。公修、實萬兩卿の頃なるが如し。稿本と複本とを對照するに、複本にありて、稿本になきもの一紙あり。これも文書の紙背に記したるものにして、文書の餘白にも註したるところあり。この一紙は、今の本、及び撰集秘記所收のものにも洩れたり。またこの稿本と、寫本及び撰集秘記所收のものとを對照するに、卷頭に、「先公命云、功課之定、朝之要事也、」云々の文以下五項をのせて、本文に及びたるさま、この稿本と同じきによれば、今の本は、いづれもこの稿本の系統に屬するものなる事を知るべし。但し刊本は、卷頭の體裁を整ふるために、殊更に是等五項をば、何等關係もなき勘出の條に編入したり。その誤なる事は言を俟たず。この外稿本によりて、紀事の關係、及び紙背文書の連續によりて、考究するに、刊本のみならず、寫本及び撰集秘記に收めたるものは、繼目の離れたる稿本をば、繼ぎ謄りたるまゝにて寫したるところあり。そは「加階事」と、「功過定例」中、互に混入したるものあり。「免半租年事」と、「國任終年雜米」の中に入り交りたるところあるが如き類なり。殊に今の本、及び撰集秘記に收めたるものには、吏途指南の目錄に見えず、國司に關係なき條目あり。即ち「勘會公文所司罪狀」「私曲相須事」「革命事」「阿衡事」の類なり。稿本には、或は紙背に記し、或は餘白あるところに記入したるところあり。また複本にありて、稿本になきもの、紙背に、「衛府預文會者弓案箭帶否事、」の一條あり。これも今の本になく、吏途指南目錄にも見えずるものなれば、蓋し「勘會公文所司罪」以下の條目と共に、本書卷六備忘卷などに編入すべき草案をば、

とりあへず記し置きたるものにして、そのまゝとなりしものならんか。その他、この稿本は、草體にて書し、處々に抹消したるところあれば、今の本には、読みあやまりたるところ尠からず。これによりて、今の本の誤脱を補正し、その錯簡を訂すを得べし。この稿本によりて推考するに、他の卷々もまた、今の本は、稿本のまゝを轉寫したるものなれば、誤脱錯簡の尠からざりしを推知すべし。

我邦に於いて、著者の筆録したる稿本の世に傳はりたるは、聖德太子の法華經義疏最も古く、其の他聖教經典の註疏、及び御堂關白記以下の如き日記はあれど、未だ、朝儀制度に關するもの、稿本の傳はりたるを聞かざれば、この稿本は最も珍とすべく、殊に公任の筆蹟なれば、世にも稀なるものなり。且つ稿本の紙背なる文書は、別當宣、消息等、長徳二年より長保六年に至り、公任が左衛門督、檢非違使別當在職中のものにかゝり、いづれも重要な史料なり。就中假名消息の如きは、同時代に於けるものとしては、珍らしきものなり。

此の如く、稿本の中、年中要抄、及び拾遺雜抄四卷の草本は焼失し、吏途指南のみ現存したりしが、この外世に傳はりたる古寫本にては、前田侯爵家所藏のものより古きはあらざるべし。同古寫本は十二卷にして、この中、卷一、卷三、卷五は、各二部ありて、重複したり。いづれも鎌倉時代を下らざるものなるべく、卷三拾遺雜抄上は、公任の自筆と稱せられたれど、その明證なく、卷三拾遺雜抄、及び卷七都省雜事は、藤原伊房の手寫にかゝれり。即ち、

卷七奥書に、承保三年借小一條本、七月晦日書始、八月四日手書了、

同五日令定實校了、

とありて、この奥書は、圖書寮御所藏の松岡本、及び内閣所藏本にも載せたり。伊房は、權大納言藤原行成の孫にして、嘉保二年、六十七歳にて薨じ、定實はその子にして、元永二年出家したり。小一條本は、何人の所藏なりしか明ならず。伊房の妻は、小一條大將濟時の曾孫師季の女なるよし、尊卑分脈に見えれば、師季所藏の本をいへるにか。承保は、公任の薨後三十五年を経たれば、原本を距ること遠からざるものなり。卷一年中要抄の奥書には、建治二年他本を以て校合したるよしの奥書あれど、何人の記したるものなるか、その花押も明ならず。また前田侯爵家には、別に五冊本あり。卷十吏途指南の奥書には、「永正十七五月日一校了、」とありて、永正の古寫本なり。この本は、もと三條西家の所藏なるよしにて、卷九羽林抄の奥書に、「本云、貞和四年五月十日所終書功也、從四位上右近衛權少將藤原判、」とあり。この外、圖書寮、内閣、京都帝國大學、彰考館、靜嘉堂文庫以下所藏の寫本二十種ばかり一覽したれど、多くは江戸時代の寫本にして、室町時代のもののは稀なり。

七

この書には、卷々に裏書あり。裏書の多きは、卷一、三、五、六、九、の五卷にして、この中、特に、九の裏書のみを一卷としたる本あり。また卷三、五の裏書のみを併せて、別に一卷としたる本あり。裏書の文

は、いづれも本書の内容に關係あるものなれど、中には、何等關係なきものもあり。また著者が、とりあへず稿本の紙背に記したるまゝを、轉寫したるものもあるべく、殊に後人の書入したるものも頗る多し。裏書に記したるものには、日記あり、儀式の書あり、諸家の考説あり。今參考の爲に左に掲ぐ。

寛平御記 寛平記 寛弘御記 重明親王私記 弘仁即位記 天慶私記 史記 貞御記○善 清慎公記 續水心記○小野實資 續水心後記 關白殿御記 右府御記○源顯房 納言記○小野實資 資房記 權大夫記○小野實資 帥入道記○同 小野宮口傳 資仲卿抄 資仲卿勘物 九條大將儀式 九條大臣傳 公方勘文 允亮勘文 經賴卿青標書 桃園中納言説○源保光 關白仰 宇治殿仰○藤原賴通 故二條關白命○藤原敦通 故源右相府命○源顯房 資仲卿曰 經信曰 孝信宿禰曰

これ等の日記、儀式の書には、缺逸したるもの多く、その紀事には、貴重なる史料尠からず。この外、卷三官奏條の裏書には、四條大納言として、この書を引きたるところあり。蓋しもと他の書の官奏のところに記したる考説中、この書を四條大納言として載せたるものあるを、そのまゝ、この書の紙背に記入したるものなるべし。こゝに列記したるもの、中には、著者公任以前の記録等あれど、公任以後のもの、尠からざりしによれば、著者が、とりあへず記入したるものより、後人の記したる裏書の多きを知るべし。その中、最も古きは、資仲の裏書にして、卷九に、資仲卿裏書と見えたり。同卷に、資仲勘物と記したるところあるもまた、恐らくは裏書ならんか。この外大江匡房の裏書あり。賴長の台記康治三年正月七日の條には、北山江納言裏書と記し、兼實の玉葉安元二年三月三十日の條には、匡房卿北山裏書と見え、色葉和難集にも、北山抄の裏書を江帥としたるによりて證すべし。かゝれば、今傳はりたる諸本の裏書中、匡房の記したるもの多かれど、卷九に載せたる愚葉記○保安五年及び壽永二年三月の紀事の如きは、匡房以後、何人か記入したるものなり。匡房の裏書も、前掲の台記、玉葉にのせたるものは、今の諸本に見えざれば、同裏書ある本を寫したるものは、世に傳はらざりしなるべし。なほ上卿故實に引きたる北山抄備忘裏書も、今の本に見えざれば、これも別のものなるべく、これによりて、小野宮資仲、大江匡房の裏書したる本の外に、幾種も裏書したるものありし事を知るべし。

八

この書は、著者公任が、長久二年に薨じてより、三十五年の後、承保四年、源俊房の水左記に引きたるを始め、源經信、藤原爲房、大江匡房、後二條師通、知足院忠實、中御門宗忠、宇治賴長、妙音院師長、九條兼實、中山忠親等の日記、及び著書に載せて、朝儀政務の參考に資したるもの多し。また資仲、匡房以下の裏書あり。殊に師通は、この書を推奨し、忠實は、富家語談に、「作法は、西宮、並四條大納言書委細也、」と評したり。鎌倉時代に至りても、古今著聞集に、「凡恒例臨時の大小事、西宮北山をもて、その龜鑑に備へたり、」といへり。されば、この後制度典禮の諸書に、この書を参照したるもの頗る多く、一條禪閣兼良の如きは、

桃華葉葉に、西宮抄者古禮也、北山抄者一條院以來儀式也、江次第者延久以後禮儀也、但有誤事等、北山抄者爲勝書之由、知足院殿仰也、

と記して、唯一のものとしたり。この書を研究したる事は、享保十八年十一月より、翌十九年七月まで、廣幡長忠、吉田兼武、野宮定俊等、北山抄會を催したる事、長忠卿記に見えたり。また三條西伯爵家所藏寫本の奥書には、延享五年の頃、滋野井公麗、四條隆敏等と、この書を會讀したるよし見えたり。この外北山抄開書と題したるもの一冊あり。安永元年より、同四年まで、この書を講じたる時の筆記なり。草本にて、朱書したるところあり。五松の間答を記したるところあり。五松は滋野井公麗なれば、三條西伯爵家所藏寫本の奥書に見えたるものと、關係あるに似たり。この外、荷田在滿の北山抄差誤一卷あり。

撰集秘記

東京帝國大學本、彰考館本、前田一本等十六卷としたり。

恒例臨時の儀どもを集録したるものなり。卷數、著者とも詳ならざりしが、近年、勸修寺伯爵家所藏永昌記嘉承二年の記の紙背の文書によりて、これを知るを得たり。永昌記は、勸修寺家の義祖爲隆の日記にして、爲隆の孫吉田經房が、手寫したるものなり。紙背文書の文左の如し。

抑撰集秘記一部四十卷、大府卿爲房撰候て、進白河院候、是切續數家秘記、殊以今案添之候高名記候、有御覽御志者、可(以下缺文)

大府卿は大藏卿にして、爲房は爲隆の父なり。この文書は、何人の消息なるか、詳ならねど、平安朝末のものにして、著者の子孫に關係あるものなれば、最も正確なるものなり。これによりて、この書は、大藏卿爲房の編纂にかゝり、四十卷ありて、白河法皇に上りたるものなる事を知るを得たり。

この書は、世に傳はりたる寫本少く、いづれも殘缺なり。圖書寮、内閣、東京帝國大學、前田侯爵家、岩崎文庫、神智文庫等所藏の寫本を一覽するに、年中、臨時の中、左の篇目あり。

年中 正月 二月 九月 十一月 十二月

臨時 一卷 院宮、后宮、東宮、伊勢齋宮、賀茂齋院親王、公卿 一卷 吏途

この中、正月の下、及び臨時の二卷のみ完くして、他は首尾ともに缺けたり。また正月下は、卷首に卷七として、年中部七と記し、臨時の院宮以下の一巻は、卷七として、臨時部七と記し、吏途の一巻は、卷三十九として、臨時部三十九と記せり。これによれば、卷一より、卷二十までを年中部とし、卷廿一以下を臨時部としたるもの、如し。但し卷三十九を臨時部三十九としたれば、臨時部のみにて、四十卷あるに似たり。然るときは、年中部を併せば六十卷となり、永昌記紙背文書に、「一部四十卷」とあるにあはす、或は特に臨時部は分冊したるものか、または臨時部三十九は、十九の誤寫にてもあらんか。

この書は、公事儀式の書なれど、其の體裁、北山抄、江次第と同じからず、古書に見えたる儀式を排列したるものなれば、公事集成ともいふべきものなり。永昌記紙背文書に、「切續數家秘記、殊以今案添之

候、」とありて、諸家の秘記を撰集したるものなれば、撰集秘記と名づけたるものなるべし。一部分の傳本に據りたれば、的確なる斷定を下し難しといへども、採録したる秘記は、弘仁、貞觀、延喜の三代式、及び藏人式以外は、書名を記したるものなければ、今これを諸書によりて考ふるに、各條項中、西宮記、北山抄を主として、採りたるもの、如し。この外、九月九日節會、同十一月奉幣伊勢大神宮、十二月荷前佛名、追儼の條に擧げたるものは、政事要略に載せたる清涼記と同じく、正月内宴の條にのせたるものも亦、北山抄卷三に見えたる清涼抄に同じ。また二月位祿の條に掲げたるものは、九條年中行事と同文にて、九月九日節會、十二月荷前、追儼の條に引きたるものは、政事要略にのせたる裝束記文と同じく、十二月佛名に擧げたるものも、政事要略に見えたる藏人式に同じ。此の如く、政事要略所載と同じきものあるを見れば、西宮記、北山抄以外には、政事要略を參取したるところ尠からざるべし。正月朝賀行幸の條に載せたるは、四條ながら考據明ならず。政事要略も、同正月の條缺けたれば、分明ならねど、蓋し同書などによりたるものならんか。また卷三十九なる吏途指南は、北山抄卷十吏途指南全部をとりたるものにて、他書を參取したるところなし。

この書は、未定稿のまゝにて、精撰せざるものなるべく、そのまゝ、白河法皇に進覽せしものならんか。この書を古書に引きたるは、山槐記に、「治承三年二月廿六日、春宮大進東宮殿上簡三界出之由、見撰集秘記、」と記し、雁衣抄に、布衣に關する一節を引きたるものあるのみ。

著者藤原爲房は、但馬守隆方の子にして、參議、大藏卿、修理大夫となり、永久三年四月、六十七歳にて薨去せり。

節會抄 十六卷 中納言資仲抄

元日、白馬、踏歌等の節會の事とをかきたるものなるべし。今世に傳はりたるものあるをきかざれば詳ならず。局中抄に、「資仲節會抄元日第一之下云、」として、一節をあげ、花園院宸記元徳元年十二月廿八日の條に、資仲節會之抄と記し給ひ、愚管記應安四年八月七日の條に、「資仲節會抄三卷」と見えたり。北山抄卷一、卷九の裏書に、帥入道資仲抄、帥入道資抄、資中抄など、記し、江次第卷六、妙音院相國白馬節會次第、江次第抄等に、資仲抄と見えたるものも同書なり。

この書は十六卷と記したれど、玉葉安元元年十一月十四日新嘗祭の條に、「資仲所抄之書十卷其名謂五卷抄」と見えて、「五卷抄」を以て一の書名の如く記したれば、五卷を正しとすべく、且つ愚管記に、「資仲節會抄三卷」と記したるは、合冊となりたるものならん。されば、これを十六卷としたるは誤なり。

著者資仲は、小野宮實資の孫、大納言資平の子なり。後一條、後朱雀、後冷泉、後三條、白河の五朝に歷仕して、權中納言、太宰權帥、左衛門督、春宮權大夫となり、永保四年出家し、寛治元年、六十四歳にて薨去せり。この外青陽抄の著あり。

江次第 廿一卷 中納言匡房卿撰、

恒例臨時の公事、及び大饗、執事、路頭禮節等、臣下の儀式をも記載したるものなり。江次第とは、江帥次第の略稱なる事、前田本中外抄、師元年中行事に、江帥次第とあるにて證すべし。印本表題に、江家次第とし、江次第抄に、「問、此書何由名江家次第邪、答、江帥匡房卿所作、故名曰江家次第、」

とあれど、長秋記元永二年の條、及び台記、玉葉、今鏡、妙音院相國白馬節會次第、上卿故實、内局柱礎抄、魚魯愚抄、建武年中行事等には、いづれも、江次第とありて、未だ江家次第としたるものなければ、江家次第の本名にあらざる事明なり。この外、この書をば、匡房卿次第長秋記、永昌記大治四年、玉葉安元二年、年中行事、秘抄、江中納言次第、知信記天承二年、長秋記、永昌記大治四年、江抄、縣司除日、拾芥、内局柱礎抄、江帥記、抄、江記、内局柱礎抄、匡房抄、匡抄、日抄、長秋、除日抄、などいへり。

この書の卷數は、二十一卷なる事、諸書同じく、その篇目は左の如し。

第一正月甲 四方拜 供御藥 小朝拜 元日節會 臨時客 供立春水

第二正月乙 卯杖 二宮大饗 大臣大饗 叙位 七日節會

第三正月丙 女叙位 女王祿 御齋會 御薪 兵部 手番 踏歌節會 射禮 射道 賭射 國忌

第四正月丁 除日 清書 下名 秋除日 臨時除日 定受領功過 直物

第五二月 釋奠 大原野祭 春日祭 祈年祭 園遊韓神祭 列見 官所充 圓宗寺最勝會 祈年

穀奉幣 仁王會 季御讀經 位祿定

第六三月 御燈 石清水臨時祭

四月 二孟旬 御禊前駈定 平野祭 松尾祭 梅宮祭 灌佛 御禊點地 賀茂祭營園 御禊參

内裏儀 賀茂祭 吉田祭

第七五月 最勝講 賑給

六月 忌火御飯 御體御卜 月次祭 神今食 大殿祭 解齋 施米 大祓 節折

第八七月 乞巧奠 拂拭御物 御節供 御盆 秋季仁王會 相撲召仰

八月 釋奠 定考 信濃御馬 上野御馬

第九九月 不堪佃申文 官奏 九日 平座 十一日 小安殿行幸 例幣

十月 射場始 大糧申文

第十十一月 朔旦旬 五節帳臺試 鎮魂祭 新嘗祭 豐明節會 春宮鎮魂祭 賀茂臨時祭

第十一十二月 元日侍從並荷前定 補次侍從 荷前 御佛名 内侍所御神樂 追儺

第十二神事 伊勢齋王卜定 同群行 同歸京 伊勢公卿勅使 神祇官奉幣 開卜串儀 祈雨止雨

奉幣 宇佐使 八省東廊大祓

第十三佛事 大極殿臨時仁王會 同千僧御讀經 南殿百座仁王會 同臨時御讀經 興福寺供養

法勝寺御塔會 六觀音供養 東大寺別當拜堂儀

第十四踐祚上 御讓位 固關 坊官除目 建禮門行幸 御即位 大嘗會御禊

第十五踐祚下 大嘗會 大奉幣 大神寶 八十島 一代一度仁王會 佛舍利

第十六 石清水行幸 賀茂行幸 松尾行幸 平野行幸 稻荷祇園行幸 春日行幸 日吉行幸 北

野行幸 朝覲行幸 遷宮

第十七 御元服 御書始 立后 立太子 東宮御著袴 同御元服 同御燈 同御書始 當代親王

宣旨

第十八 勅書 詔書覆奏 改元 陣申文 陣覽內文 同次位記請印 陣定 軒廊御卜 外記政

官結政 應覽內文 結政請印

第十九 弓場殿 殿上賭弓 臨時競馬 御覽陸奥交易御馬 院鎮魂祭 結政請印

第二十 關白四方拜 賀茂詣 勸學院步 太政官賀執柄算儀 任太政大臣 任大臣 新任大臣大

饗 大將饗 一人子元服 同書始 諸家子元服 執犂 帥君大貳赴任 路頭禮節

第二十一 御齋會 御國忌 御錫紵 諒闇行幸 同政始 院宮等崩奏遺令儀 皇后崩 女御贈位

復任流人

十六の卷は、群書一覽に、「寫本あり、校正して全書となすべし、」といへり。二十一の卷は、板本日録の

末に、「寫本云、或本日録爲二十卷、依爲凶事、二十一卷別有之類、」といひ、示蒙抄には、凶禮なれば、江帥もとよりかゝれざりしなりと記せり。されど、既に西宮記にも、凶禮をのせたれば、かゝれざりしなりといへるはいかゞあらん、唯たま／＼缺卷となりたるによりて、臆測したるものなるべし。また

江次第抄發題には、匡房卿撰此次第者、依後二條關白之命、始不爲一書、臨時公事之期漸々撰之、後人集而成廿一卷、立恒例臨時部類者、

とあり。これによれば、もとは、時々公事に臨みて、書きたるものにて、一部の書にあらざりしを、後人集成して、分類したるものなるが、後人とは、いつの頃の人をいへるにか。もし別々のものならば、始に北山抄の如く、各部分に就いて、適宜に書名を附したるものなるべきはいふをまたす。然るに、長秋記、台記、中外抄等、いづれも江次第等を以て書名としたれば、この説信じ難し。

また匡房が、後二條師通の委嘱によりて、この書を書いたるよしは、師通の子忠實の談話を筆録せる中外抄に、「故二條殿仰せを承りたる人なれば、」といひ、「故殿のかゝせおはしましたるなり、」など記し、古事談には、「後二條殿の御料に作りたる文なり、」と見えたるにて明なり。但し卷四除目篇の中執筆の條に、「以上二條關白仰、」といひ、「二條關白後日被仰云、」と記し、「二條關白被稱不知之由、」など見えたるによれば、師通の説を參取したるが如く見ゆれど、師通は後二條にして、二條關白は二條教通なり。

匡房のこの書を著したる由來に就いては、

江次第抄發題に、問、如公事次第者、如西宮北山抄等、自古有之、何煩重作此次第哉、答、○中略延喜之時撰儀式十卷、自今視之、猶古禮也、故天曆撰新儀式一卷、用當世之禮、又村上天皇自製清涼記十卷、其意同新儀式、此後西宮左大臣高明公、四條大納言公任等、私各作次第、助成儀式、爰一條院以來、天下政務一變、及白河、堀河御宇、又大一變、於是新儀式又爲古禮也、江次第之作、不獲已而爲之者也、

と見えたり。げにや、従前世に行はれたる儀式の書のみにては、變革ある白河、堀河兩代以後の公事を行ふに適せざるが故に、博識なる匡房に囑して、師通が、この書を撰ばせたるなり。故に其の頃の識者は、多く一本を書寫して、參考に資したりし事、前田本中外抄に見えたり。なほ源師時の

長秋記に、元永二年六月十九日、左府仰云、今日行事書出可令見者、仍引合江次第並長元九年後冷泉、後三條治曆四年當院、康和五年當今記等、書折紙獻覽之者、

と記せり。今日の行事は、親王宣下の儀にて、卷十七に、當代親王宣旨の篇あるをいへり。元永二年は、匡房の薨去したる天永二年より、八年以後なり。此の如く、この書は當時世に尊重せられしが、中には、この書を考査して、誤謬ありし事を指摘したるものあり。即ち、

前田本中外抄に、久安四年十二月十四日、又御物語次ニ、被仰出故匡房卿事、□□□ニ申云、江帥次第、近年識者皆悉持□□件次第頗僻事候由、御定候様に承候如何、仰云、内辨、官奏、除目、叙位等委不知人也、件間事定有僻事歟、但故二條殿仰を常ニ承りタルナレバ、定様アル事もあらん、其外常ノ

次第ハイミシキ物ナリ、これは故殿か、せおはしましたるなり、識者と人の心を見トテわろきものとは我はいひたるなり、最祕事也、

台記別記康治元年十一月十六日の條には、後日成隆曰、依悠紀祿、大臣著東廊、見見參由見江次第、仍所存其由也者、江次第雖有此文、其便甚惡、加以日記諸次第等、皆於西軒廊見之由所見也、江次第文難指南、雖智者豈莫一失乎、

など見えたり。知足院忠實は、叙位除目に誤ありといひ、賴長は、大嘗會悠紀の祿の僻事を指摘したり。よりて古事談にも、「但僻事ども、少々相交候歟、」と記せしものなるべし。

著者匡房は、大江匡衡の曾孫にて、成衡の子なり。學和漢を兼ね、典故に通曉し、官權中納言、太宰權帥に進み、天永二年十一月五日薨す、年七十一。匡房のこの書を著したるは、いつ頃にか。後二條師通の依囑によりて、著したりといへば、師通の薨去したる康和元年六月以前になりしものか、その後完成したるものか。まづ

卷十七當代親王宣旨の篇に、

今宮 正家朝臣 未得解由

宗仁 尊明 後又慶仁

今上 實綱朝臣

江次第

善仁 守成

とあり。今上善仁は、堀河天皇の御事にして、今宮宗仁は鳥羽天皇にましまし、鳥羽天皇の親王宣旨は、康和五年六月なれば、師通の薨去より、五年の後なり。其の今宮と記し、今上とあるによれば、堀河天皇の御代、康和五年以後のものなる事を證すべし。但し、

卷二十攝政關白家子書始篇の末には、

二條關白殿大夫、延久四四、廿七、十一歳、華山院、五帝本紀博士、左府自取祿給之。

攝政殿少將、寛治二四十七、十一歳、博士、行家朝臣五帝本紀、内府取祿給之、爲家朝臣三條西洞院宅。

中將殿天仁二二廿一、十三歳、高陽院、五帝本紀、博士敦宗朝臣、權大納言經家取祿給之。

とあり。二條關白は師通にして、その下に予とあるは、匡房なり。また攝政殿は忠實、中將殿はその子忠通にして、天仁は鳥羽天皇の御代なり。同二年は、匡房の薨じたる天永二年より二年前にして、この外卷十一、十二月元日侍從並荷前定の篇に、天仁二年十二月十三日の定文書様を掲げ、卷十五大嘗會の篇に、天仁元年大嘗會悠紀主基の國郡を記したるによれば、天仁の末まで、執筆せしものなるが如し。なほ卷六、三月御燈の篇に、天永二年九月三日の事をのせたるは、匡房薨去より二ヶ月以前なれば、其の頃までも筆を執りたりしものか。或は未定稿のまゝにて、遂に完成に至らざりしものか明ならず。但し、卷十九御賀の篇の、天永三年十一月攝政忠實が、法勝寺に於て、白河法皇の六十の御賀を行ひし次第は、匡房

の薨去より一年の後なれば、後人の追加増補したるものなる事明なり。其の他の篇目にも、後の年紀のもの、混入したるところあり。今世に傳はりたる本には、後人の頭書したるもの、本文中に摺入したるところあり、また一條兼良の江次第抄の文の混れ入りたるもありて、判別し難きところ尠からず。されど、岩崎文庫所藏（廣橋伯爵家舊藏）の江次第第四裏書一卷（鎌倉時代文書の紙背に書寫したるもの）に載せたる除目篇公卿執筆事以下の裏書は、その紀事いづれも嘉保二年にあれば、著者が稿本の紙背に追記したるものなる事は、疑なかるべし。されば刊本卷二大臣大體篇の始、叙位以下、頭書に、「裏書」とし、「裏云」など、記したるものも、著者の裏書を採録したるものと推考するを得べし。かゝれば、この書は、後二條師通の委嘱によりて撰びしが、匡房薨去の前まで、時々追記したるものなる事を知るべきなり。

この書は、前田本中外抄に、「其の外の次第はいみじきものなり」と見え、十二月往來に、「才學自他更不可過江次第候歟」といひ、古事談に、「末代之公事不可過之」と記したるが、後の代に至りては、儀式參考の良書として行はれ、これを研究し、講説するに至れり。鎌倉時代中期の頃、圓明寺關白一條實經は、この書を講じ、其の後、後稱念院關白應司冬平もまた、これを講じたり。南北朝に至り、後村上天皇正平の末、（貞治中）後普光園院二條良基、これを講じたるよし、建内記に見えたり。爾來この書の講書は、中絶したりしが、後花園天皇永享十一年二月に至り、一條兼良は、日野大納言資廣、大外記中原業忠の勸

めによりて、毎月二八の六ケ度講じたる事、同書に記せり。また同十三年の後、寶徳三年八月には、兼良

江次第卷第八

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

(藏氏爲利田前爵侯)

一條の第に於て、再びこの書の講義を開始したる事、康富記に見えたり。後土御門天皇文明十年六月に至り、兼良三度これを講じ、同月五日より、九月十一日まで、十一回に及びたること、兼顯卿記、及び同別記に見えたり。同十二年十月には、兼良、後土御門天皇の勅を奉じて、これを進講したること、御湯殿上日記、親長卿記、宜胤卿記等に記せり。江戸時代に至りては、承應二年、始めてこの書を開板せしが、摺入誤謬頗る多きを以て、元祿十一年冬より、滋野井公澄、野宮定基、東園基量等、江次第會を始め、時々會合して、校正質問し、桃花坊本、熙定中納言本、舟橋家古本を以て校訂したること、野宮定基卿記、及び基長卿記に見えたり。

この書の古寫本は、内閣本、及び前田侯爵家所藏二本あり。前田本の一は、合せて八冊としたるものなり。この中、卷二は、南北朝のものにて、三條西實隆の記したる文明十四年の奥書に、相國通相の筆にて

禁裏より拜受したるよし見えたり。同一本も室町時代の寫にて、十卷あり。刊本は、承應刻本の外、近年、増補故實叢書にも收めたり。

この書の註釋書は左の如し。

江次第抄	一條兼良
江次第桃華御談義	一 未詳
江次第考	二 同
江次第秘抄	五 尾崎積興
江次第註	一 未詳
江次第紀聞	一 同

青陽抄 六卷 記列見、定考事

列見は、毎年二月十一日、六位以下に叙せらるべき選人を、太政官、または式部、兵部の二省に召喚して、列立せしめ、大臣若くは二省の卿、これを延見する儀なり。定考は太政官の、官吏の行能功過を考選して定むる儀をいふ。今傳はらざれば、詳なる事は知り難し。

この書の事は、通憲入道藏書目錄にも、「一合第百二櫃青陽抄六局」とありて、卷數もあへり。また

台記久壽二年四月五日の條に、承暦元年二月十一日列見、右大臣師房疾急間有音樂、資仲青陽抄註置彼日事之中也、

とあるにて、資仲の著なる事も、列見を記したるものなる事をも證すべし。青陽は、春の異名にて、資仲の官名春宮權大夫によれり。資仲の春宮權大夫たりしは、延久四年より承暦までなれば、その間になりしものなり。この六卷は、果して列見定考の事のみを記したるものか。北山抄卷九裏書には、大嘗會御禊の下に、資仲抄と見え、江次第抄四月二孟旬の篇に、資仲卿次第として引きたるものあり。また除目申文抄、直物抄に、資仲抄として、除目の事をのせ、山槐記長寛二年三月廿七日政の條に、資仲抄とあり。是等は、この青陽抄にのせたる列見定考以外の年中行事、臨時の部などをのせたるものならんか。但し年中行事は、

中右記元永二年八月廿七日の條に、顯仲送書狀云、所返給之記四十一卷也、而先年之比所渡經敘之記四十九卷也、此中故帥年中行事八卷不返給、如何者、先日來不陳此旨、且以爲奇、但以顯仲書狀、尋經敘之處、年中行事二卷春陽下二三、亥所送也、九月三日覺成來云、問顯仲之處、返事可御覽者、披見之處、先年以材木、所相博之日記、體四十九卷也、其中ニ故帥入道年中行事八卷體所侍也、

とあり。故帥入道といひ、故帥とあるは、太宰帥資仲入道にて、資仲年中行事の中に、青陽とあるによれば、この青陽抄は、年中行事八卷の中にあるが如し。されど、八卷の中、青陽抄は六卷にて、列見、定考を記したりとせば、他の年中行事は、卷數少く、きはめて簡略なるものとなれり。或は節會抄は別にあれば、節會及び列見、定考以外の恒例を簡略に記したるものならんか。但し資仲抄といへば、その中には、臨時の儀なるもあるべければ、八卷以外に幾卷もありしものなるべし。

蓬萊抄 一卷

記雲客作法、右衛門權佐重隆撰

前田一本、松井一本、猪熊一本、家藏一本等二卷に作る。

蓬萊は内裏の唐名、雲客は、殿上人をいふ。この書は、殿上人の作法故實どもをかきたるものなり。群書類從に收めて、題簽の下に、「一名非職事雲客所役祕抄」と記したり。職事は藏人なれば、この書は、藏人にあらずして、昇殿を聽されたる人々の所役を記したるよしなり。その篇目左の如し。

被聽昇殿後進退事

正月 朔日御藥事

小朝拜事

節會事

二日殿上淵醉

事五日叙位儀

七日節會

十四

日御齋會殿上論義事

十五日兵部省手番事

十六日節會事

十八日賭弓事

今月除目事

二月 季御讀經事

三月 三日御燈事

中午日石清水臨時祭事

四月 朔日更衣事

上申日平野祭事

八日灌佛事

中午日齋内親王御禊事

中未日御覽女

騎料馬事 同日警固事 中西日賀茂祭事

五月 最勝講事

六月 朔日供忌火御膳事 十一日神今食行幸事

七月 七日乞巧奠事 十四日御盆事 廿七日相撲召合事 廿八日御覽相撲事

八月 季御讀經事

九月 三日御燈事 十一日伊勢例幣行幸事

十月 朔日更衣事 五日弓場始事

十一月 朔日供忌火御膳事 上申日平野祭事 同日春日祭事 中丑日五節參入事 寅日事

卯日事 辰日事

十二月 朔日供忌火御膳事 十一日神今食事 十九日御佛名事 晦日追儼事

臨時雜事 七瀬御祓事付晦御祓 行幸

行幸は篇目のみにて、作法をのせず。末尾に、行幸、國忌、二宮大饗、宇佐使の篇目を陳ねて、「已上追可註出、」と記せり。

この書は、

奥書に、此書者、故二條右金吾所抄出也、正本可在彼家、而依先年不慮事紛失了、仍以他本書之、當他

家以之爲證歟、所々本有書寫之誤、能々可見歟云々、

といへり。この奥書には、年月もなく、記者の名もなければ、右金吾は右衛門にて、重隆の官名なり。重隆は、大藏卿藤原爲房の子にて、按察中納言顯隆の弟なり。その事歴は、

中右記に、元永元年閏九月一日、酉時許、右衛門權佐兼中宮大進重隆卒去^{年卅三}。重隆者、故大藏卿爲房

三男、母賴國朝臣女也、堀河院御時藏人^{元一院藏人}。頗有所知者也、心性頗惡、爲人有凶、數日不例、遂以卒

去也、爲隆、顯隆同母弟也、

と記せり。次の雲圖抄の奥書と併せ考ふれば、重隆の抄出したるものなる事は、推知するを得べく、六月十一日神今食の註に、「去康和五年」とあれば、堀河天皇御代の末の頃より記したるもの、如し。但し三月石清水臨時祭の篇末に、治承三年三月廿四日五獻の事あるは、この書の體裁にもあはねば、蓋し後人の追記したるものなるべし。

この書の傳來は、奥書に、正本不慮の事によりて、紛失せりといひ、また、

文永八年八月七日、以二位中將殿御本書之、

弘安五年七月上旬、以冷泉中將教賴本書寫之、

右親衛亞將藤原判

正應六年癸巳四月十四日、以鷹司宰相之本書寫之畢、僻寫能々可校合歟、

この書は

非誠事而各下吏必

殷上侍臣被輓昇殷之後中殿小舍人并告其節即

更所舍取討遺

次擇日次申度質於下

仙侯殿下當時宮中不奉此日係特

格致圖可說志外作也并太乙五等之外不詳說

我輩退避人不能坐而每爲之不

圖年中公事、御裝束指圖、大納言藤朝隆撰

林(和子)子之

日の條に見えたり。群書類從に收めたる二卷の中、一卷は裏書なり。その篇目は左の如し。

正月 正朔四方拜事 御藥事 小朝拜事 五日叙位事 八日女叙位事 上卯日御杖事 十四日御齋

會內論議事
十八日賭弓事
除目事

二月 上未日春日祭使立事 祈年穀奉幣事 季御讀經事 仁王會事

三月三日御燈事 中午日石清水臨時祭事 試樂事 御祓事 庭座事 覽舞事 還了事

四月 上申日平野祭使立事 灌佛事

五月 五日供菖蒲事 最勝講事

六月晦日節折事

七月 七夕乞巧奠事 十四日御筵專 相撲專召合

九月十一日例幣御拜事

十月五日弓場始事

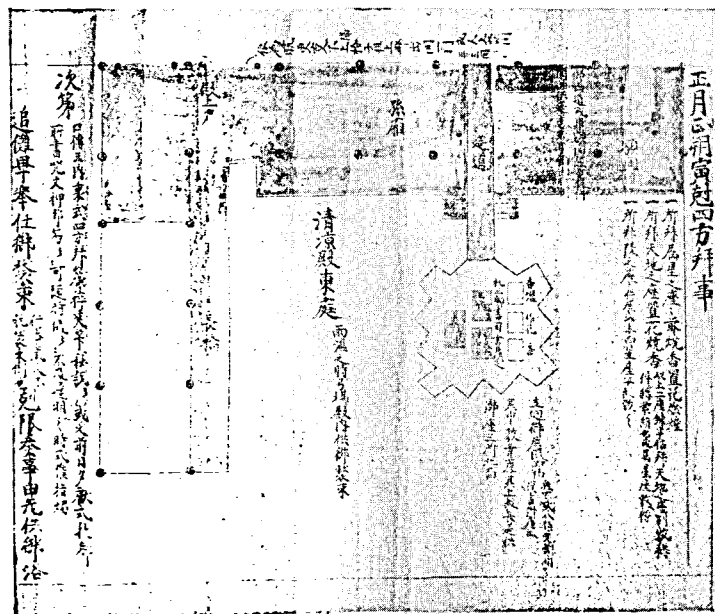
十一月五日卯辰日節會

十二月十九日御倂名事
内侍所亦築事
退儀事

指圖の外に次第を載せたり。但し正月の御杖、除目、四月の平野祭使立、九月の例幣は、儀式のみにて、指圖を略し、十一月辰日節會は、指圖をも次第をも略せり。また目錄には見えざれど、本書には、七月相撲節をのせたり。裏書一卷は、もと本書の紙背にありしを別卷としたるものにて、御藥次第、女叙位次第、撰男叙位申文儀、御齋會内論義次第、賭弓次第、除目事、季御讀經事、臨時次第、灌佛次第、最勝講次第、馬

非獲奉雲客不侵秘抄
殿上侍臣被輓昇殿後漸感小舍金告其南即
於便所除穢物謝遣還昇小舍人同六使領一七使人布三飛
次擇日次申慶賀於下
仙院殿下當時后宮各官必才希此外且依時
擬賀日可疏私意款促日并太上天皇之外不拜踏只
拜拜畢退去至人不許坐前每物忌下不拜拜地忌
可謂其由於家令與神奈日特致陽的門建春
宣陽寺觀從御湯殿令神奈人不通各殿拜殿
橋造和齋房人許是房人相會歸拜殿上奏問法

(茲所氏義實西條三爵伯) 抄祕役所客雲事職非



雲圖抄 (藏所車文閣内)

場始次第、五節次第、御佛名次第、内侍所御神樂次第等なり。蓋し指圖のみにて、次第をのせざるもの、及び次第を略記したるものに就いて、補ひたるもの、如し。但し實躬卿記永仁三年十二月廿八日吉書奏の條には、「御裝束儀如雲圖抄」と見えたるによれば、年中行事の臨時の儀もありしならんか。この書の著者を大納言朝隆としたれど、朝隆は大納言たりし事なければ、中納言の誤なるべし。永暦元年藤原爲親の

奥書には、此書者、故都護納言爲藏人頭時、故右金吾被抄出云々、

とありて、著者を右金吾とせり。右金吾は右衛門佐の唐名なれば、官名にあらず。蓬萊抄の奥書と併せ考ふれば、右衛門佐重隆をいへるが如し。また都護は、按察使の唐名にして、朝隆は中

納言たれど、按察使たりし事なく、且つ藏人頭たりし事なければ、朝隆は誤にて、その兄中納言顯隆なるべし。顯隆の藏人頭たりしは、永久三年八月にて、元永三年正月從三位たり。重隆の歿せしは、元永元年閏九月一日なる事、中右記に見えたれば、この書は、永久三年より、元永元年まで、三年の間に撰びたるものなり。尙正月十八日賭弓の條に、「今上御宇、依御忌月、以三月被行之」と見え、目錄に、十月五日弓場始事、今上御宇十二月被行之」とあるは、天仁の頃より、後冷泉、後三條兩帝の御忌月によりて、正月の賭弓をば、三月に行ひ、元永二年十月五日、弓場始を停め、三年十二月弓場始を行ひたる事、段曆、中右記に見えたるにても、これを證すべし。但し群書類從の奥書には、「按察中納言顯隆、爲藏人頭時、所命其弟右衛門佐重隆鈔出也」と記せるは、顯時藏人頭の時、重隆の抄出したる由を、此の如く解釋せるものにや。この書籍目錄に、朝隆の著としたるも亦、これによりて、顯隆を朝隆と誤りしならんかとも推知するを得べし。なほ上に記したる奥書の續に、

件草傳在此家、而去年依不意事、文籍紛失之間、已爲其中、雖爲才幹不肖之身、猶有愚忠奉公之思、彼正本金吾御自書、傳在故前納言隆之許、仍所借請侍中左司郎朝方也、寫圖書銘、于時永曆最初之年無射上旬之候也、近代識者之家、以之爲明鏡云々、爲規模而已、

末葉左監門員外將軍兼長秋内給事藤爲親在判

とあり。即ち重隆自筆本二部ありて、一は顯隆の家に藏し、一は重隆の弟朝隆の家に藏したりしが、顯

隆の家に傳はりたる藏本紛失の際、この草本も亦、紛失せしかば、重隆の姪左衛門權佐中宮亮爲親、朝隆の子、朝方より自筆本を借りて、謄寫せしなり。

この書は、民經記嘉祿二年十一月廿五日、寛喜三年六月十八日、貞永元年三月十九日の條等に見えたり。

里雲圖鈔 二卷 同撰

今傳はらねば詳ならねど、里内裏に於ける殿上人所役の儀どもを、雲圖鈔の如く、指圖にてかきたるものなるべし。著者は同撰とあれば、これも重隆ならんか。

仙洞年中行事 一卷 同撰

東京帝國大學本、前田二本、猪熊一本、家談一本等二卷に作る。

院中に於ける年中恒例の公事どもを記したるものなるべけれど、今傳はらず。古書に引きたるものもなければ詳ならず。

仗儀論 一卷

今傳はらざれば詳ならず。仗は陣の座をいふ。陣の座にて、大臣公卿たちの會議評定する事を仗儀といひ、陣定といへり。蓋しその事どもを記したるものなるべし。群書類従本以外の諸本、これを使儀論と記したるもの多し。使儀にては、意通せざれば、誤寫なるべし。

禁祕記抄 一卷 後三條院御抄公事

禁中に於ける臨時、恒例の諸公事を記し給へるものなり。爲房記以下の諸書に、後三條院御筆次第、後三條院次第、延久御抄など記したり。また玉藥以下の諸書に、後三條院年中行事、延久聖主御製作年中行事、延久年中行事など見えたり。蓋しこの書の一部分の稱なるべし。なほこの書の事は、皇室御撰之研究に載せたり。

備忘抄 六卷

朝廷の公事儀式を記したるものなるべし。備忘のために抄録したるによりて、備忘を書名としたるものならんか。今傳はらず。但し江次第抄、内局柱礎抄などに、備忘抄として引きたるものあり。いづれも、北山抄卷六なる備忘記のみなれば、同書、及び其の他より抄録したるものか。北山抄は前述の如く、もとは年中要抄、拾遺雜抄、備忘記等各書名を異にしたるを併せたるものなれば、この備忘抄もまた、北山抄の備忘記の一部として載せたるものならんか。もし北山抄の備忘記のみとせば、一卷のものな

るべきを、六巻とあれば、別のものにて、何人か備忘の爲に抄録したるものか、或は北山抄の備忘記は、巻六なるを誤りて、六巻としたるものか。

年中行事 一卷 九條右丞相抄

圖書寮本(松岡舊藏)神宮文庫一本、前田一本等には、この書を本朝月令の上に掲げ、類従本、及びその他の諸本の中には、この書を持ちし、「九條右丞相」の註を、次の新撰年中行事の下に記したるものあり。

年中恒例の公事を記したるものなり。九條右丞相は、右大臣藤原師輔なり。師輔の記したる年中行事は、西宮記に、九條殿年中行事と記し、北山抄に、九條年中行事と見え、年中行事秘抄には、九條右丞相年中行事とも記し、内局柱礎抄には、九條記とも、九抄とも記したり。群書類従に收めたるものには、九條年中行事と題して一卷あり。巻首缺けて、二月釋奠の終よりあり。また十二月の中、五日親王冬衣服文事の次より闕けて、追儺の終に至り、次に申政事、御服、御晝、詔書、廢朝、雜穢、御服料圖、大帳、朝集帳、朝帳、正税帳、申大中納言雜事等をものせたり。但し北山抄卷一、卷六、魚魯愚抄、江次第、内局柱礎抄などに、正月の公事を處々に引證したれば、以て、その缺逸を補ふを得べし。

著者九條右丞相師輔は、貞信公忠平の子なり。天徳三年五月薨す、年五十三。師輔朝儀に通曉して、一流をなし、九條流と稱して、後世その説を尊重したる事、古今著聞集に見えたり。北山抄卷九裏書に、九

條殿大將儀抄を引き、卷一には、九條丞相口傳を引きたれば、年中行事以外のものもありしなり。また

九條殿遺誠一卷、世に傳はれり。

新撰年中行事 二卷 行成卿撰

群書類従本、及びその他の諸本の中には、「行成撰」を、「九條右丞相抄」としたるものあり。

この書今傳はらず。西宮記四月灌佛の條裏書に、行成大納言家年中行事と見え、參議要抄除目の條、及び年中行事抄の處々に、行成抄として引載したるものあり。蓋しこの書の事なるべし。

著者行成は、謙徳公伊尹の孫にして、後少將義孝の子なり。才藝あり、最も書を善くし、權大納言に至り、萬壽四年十二月、五十六歳にて薨去せり。

東宮年中行事 二卷

群書類従本、及びその外、「行成卿撰」と註したるものあり。蓋し新撰年中行事の註のまぎれたるものなり。

東宮御所にて行はる、年中恒例の公事をかきたるものなり。群書類従に收めたる東宮年中行事は、假名文にて、四月より十二月まであり。正月より三月まで缺逸し、六月荒世和世の條には、指圖を載せたり。處々に今案をそへたるが、著者の附記したるものなりや、後人の追記したるものなるか詳ならず。

奥書に、加丁見畢、此鈔秘書無双之物也、末代之重寶也、可秘藏云、不可出槐門外云々云爾、

春宮權亮藤原花押

とありて、年月なければ明ならねど、「加丁見畢、」とあるによれば、こは藤原某が書きそへたるもの、如し。今案の中には、鳥羽院、或は康和、長治、久壽などの年號見えれば、近衛天皇以後のものなる事明なり。たとひ今案を後人の加筆とすとも、この書のなりたるは、堀河天皇以前のものにあらず。その證は、「五月三日さうひやうふふ、しようぶをたてまつる事、」とありて、「今案に、ふるくは、この事見えず、しかるをかうわいご、このふこれをたてまつる、」とありて、左右兵衛府が、東宮御所に菖蒲を上る事は、康和以後なるにて知るを得べし。そのいかなる人の著か、本文中考ふべきものあらず。また今案の文多く、本文のみにては、その分量きはめて少く、缺逸したる部分を併せたりとも、一卷にて足るべければ、この目錄にいへる二卷本とは、別のものならんか。

日野年中行事 四卷

内閣二本二卷とし、また一卷としたる本あり。

日野家の人の撰びたる年中行事なるべけれど、今逸したれば、詳ならず。但し世に日野家所傳年中行事と題したるもの一巻あれど、そはたゞ年中行事の項目のみあげたるものなり。終に神事、御服事、御

晝事、廢朝事、雜穢事等を記したるものにて、素より別のものなり。

禁省日中行事 一卷

禁中に於ける毎日の行事をかきたるものなり。この書今傳はらず。

看聞日記に、永享三年八月一日、禁裏へ累代之御手本權跡日中行事一卷付松枝献之、則被下御返、千秋萬歲

之儀、祝着無極、

とあるもの、この書ならんか。權跡とあれば、權大納言行成の筆蹟にて、後一條天皇以前の頃なるべし。されど、行成筆の日中行事は、禁省の二字を冠せざるによれば、これとは別のものにして、或は行成の曾祖父九條師輔の九條殿遺誠なるべき事は、同書に、遺誠並日中行事と記したるにて知るを得べく、この書と同じきものにあらざる事明なり。

后庭抄 十卷 后宮中公事

皇后宮内に於ける公事を記したる書なり。今傳はらず。著者、及び著作年代等詳ならず。

長秋抄 四卷 后宮事

東京帝國大學本九卷としたり。

長秋は、后宮の唐名にして下に、「后宮事」と註したれば、これも皇后宮内に於ける公事などを記したるものなるべし。この書もまた、今傳はらねば、著者、及び著作年代明ならず。

春玉秘抄 八卷 花園左府抄有奥書

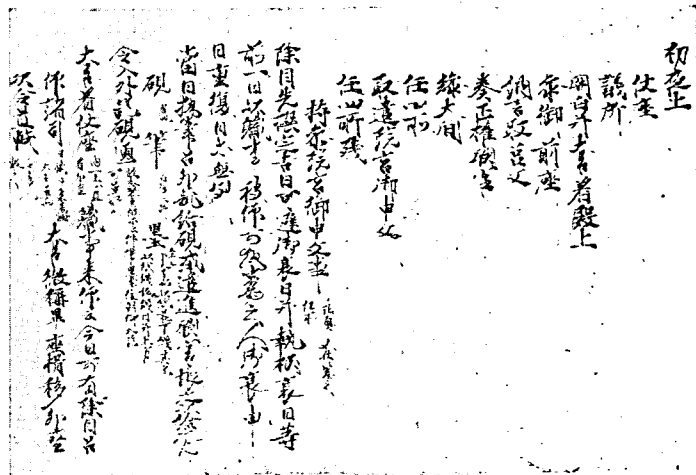
春玉は春の除目にて、地方官を任ずる縣召の儀なり。蟬翼翼抄、魚魯愚抄別錄、江次第には、春玉抄として、處々に見え、長兼除目抄には、花園左府抄とし、江次第には、花園抄として引きたるものあり。

この書の著者花園左府は、源有仁にて、後三條天皇の皇子輔仁親王の御子なり。元永二年、源氏の姓を賜はり、從一位、左大臣となり、久安三年二月、年四十五にて薨去せられたり。世に花園左大臣と稱す。この書の外に、京官を任ずる秋の除目を記したる秋玉秘抄あり。

この書の事は、

建内記に、永享十三年二月四日、前右少辨經真入來、弘長元年辛酉仗儀經俊卿執筆記正本借與之、芳志之至也。○中 其外花園抄吉田殿御奥書本、其外直物抄等借與之、

とあり。吉田殿は、建内記の記者萬里小路時房の遠祖權大納言經房なるべく、尊卑分脈に、經房を「號吉田」と記したるにて徴すべく、「有奥書」と註したるは、この吉田殿の奥書ある本をさしたるものならんか。また



(藏所氏義實四條三爵伯)

抄 秘 玉 春

兼顯卿別記に、文明十年八月十一日自内府○三條公敏

除目執筆硯累代相傳古物也、並春玉秘抄八卷、以師富朝臣

送賜之、先公可被寫置硯、並彼秘抄由、連日御懇望之處、其時分預置大和邊、只今召寄間、任遺命

被恩借由被命、成懇切之芳命、不知所謝者也、普代舊不空者歟、自愛々々、

十二日、彼秘抄校合者也、十三日、向内府亭、○中略

於春玉秘抄者、可令書寫者也、

この書は、從來世に傳本あるを聞かざりしが、近時三條西伯爵家にて、初夜上一巻を發見したり。縣召除目初夜儀の中、仗座、議所、關白大臣着殿上より以下、任四所殘に至る議を載せたり。

奥書に、右春玉抄、初夜部也有子細不慮買得之、筆者故

親長卿也、近日歸泉、俯仰之陳迹尤可憐、可秘々々、中夜以下靜可書續之、此抄全部一帖今度同買得文書之内也、不可許外見而已、

季秋初之

(實隆花押)

とあり。これによれば、甘露寺親長の手寫したるものにて、親長の薨じたるは、明應九年七月十七日なれば、中陰を竟へずして、實隆の手に移りしものなり。

除目抄 八卷 九條相國抄

これも、除目の儀を書きたるものなり。今逸す。但し群書類從に收めたる除目抄に、九條大相國自筆次第とし、また九條相國記として引載し、揚名介事に、「九條相國除目抄號要抄」として、これを引きたり。實隆公記、延徳三年十二月一日の條に、「除目抄加校合、」と見えたるは、著者を記さざれど、蓋しこの書の事なるべし。

九條相國は、太政大臣藤原伊通にて、右大臣俊家の孫、大納言宗通の子なり。永萬元年二月薨す、年七十三、この外に、次の除目抄、及び大槐秘抄の著あり。

除目抄 加叙位 一卷 伊通

除目抄の附録として、叙位を加へたるものなるべし。これも傳はらず。

叙位除目抄 一卷 土御門右府抄

これも叙位除目を記したるものなれど、今傳はらず。魚魯愚抄に、土御門次第とも、土御門抄とも記して、處々に引きたるものあり。

著者土御門右府は、具平親王の御子右大臣右近衛大將源師房にして、承保元年二月、年七十にて薨去せり。

官班抄 二十卷 叙位除目抄

叙位除目の儀を記したるものなり。今傳はらず。

康富記に、寶徳元年十二月十一日、參清少納言文第、條々申談畢中略親王被獻王氏申文事等、同奉談之、官班抄叙位部委細見了、

と見えたり。なほ除目申文抄の中、宿官勘文、及び諸宮内官御給任年次第文の條に、この書を引載したり。

白馬節會抄 一卷 妙音院相國抄

正月七日、白馬節會の儀を書きたるものなり。續群書類從に收めたる妙音院相國白馬節會次第これなり。延喜御記、李部王記、小野宮右大臣記、行成記、土御門記、京極大殿記、殿記、資房記、九條年中行事、北山抄、江次第、節會抄等を引載して、その異同を辨じたり。この書、江次第抄にも引證せられたり。

著者妙音院相國は、左大臣頼長の子、太政大臣師長なり。建久三年薨す、年五十五。この書の外に、三五要略、仁智要略、仁智要略等の著あり。

四節八座抄 一卷 定能卿撰

四節は、正月の元日、白馬、踏歌の三節と、十一月の新嘗會とをいひ、八座は、參議の異名にて、參議の心得べき四節の作法どもを記したるものなり。群書類從に收めて、江次第抄にも、處々に引載せり。

著者定能は、太宰大貳藤原季行の子なり。尊卑分脈に、「三條一流、爲外祖父子云々、正二、丹波守、兵衛佐、參議中將、權大納言、承元三八廿二薨、號樋口大納言、又號清瀧、」とあり。

裝束記文 五卷

恒例臨時等の公事を行ふ時に、式場敷設のさまを裝束司の記したるものなり。永昌記長治二年正月十八日の條に、裝束使記文と見え、通憲入道藏書目錄に、「裝束使記文五局、朽損」とあり。江談抄二雜

事、及び江次第卷一元日宴會の條には、裝束司記文とし、玉葉治承四年二月四日の條には、「宮中之習、以裝束司記文爲證據、」と記せり。同書卷二白馬節會の條に、裝束日記とあるも同じきものにや。

この書は、今世に傳はりたるものなく、著者も明ならず。本朝月令、西宮記、政事要略、北山抄、撰集祕記、江次第、同抄などに引載したるものあれば、これによりて、そのさまを知るべく、且つ村上天皇以前のものなる事を推測するを得べし。但し裝束司記文は、臨時に典禮を行はれし時、新に作製せし事あり。政事要略二十六新嘗祭の條に載せたる延喜十七年十一月十六日新嘗祭の下に、「延裝束記文」と見え、大嘗會御禊部類記の外記記承平二年十月十八日の條に、「大嘗會記文三卷、一卷元慶八年裝束司記文、二卷同年前後次第司記文、」とあり。光孝天皇大嘗會御禊に關して、特に撰びたるものなり。また

後照念院殿裝束抄に引きたる經光卿記に、正嘉二年二月十八日、向三條入道右府第、被語云、祖父左府入道ハ被作裝束記文、是人々衣裳色目以下抄物也、隨分家之重寶也、搔練下襲火色下重ハ、各別物也云々、如此之口傳等、多被書之、

とある裝束記文は、衣裳の色目等のみを記したるものにて、別のものなり。三條入道右府は實親、祖父の左府入道は實房なり。

夕秘抄

圖書寮本(荷田在滿舊藏)内閣本、以下の諸本、文秘抄としたるもの多し。

今傳はらず。古書に引きたるものもなければ詳ならず。夕秘抄は、夕拜郎秘抄の略名なるべく、夕拜郎は、藏人の唐名なれば、藏人の事を記したるものならんか。群書類從に、貫首秘抄、夕拜備急至要抄あり。いづれも、藏人に關するものなれど、貫首は藏人頭なれば、別のものなり。夕拜備急至要抄は、鎌倉末期以後のものなれば、同書にあらざるべし。

外勅記 五十卷 諸公事例

諸公事の事例とあれば、蓋し朝儀の舊例を纂修したる外記局の記録なるべし。五十卷ありしものなれど、今は悉く逸亡し、古書に引載したるものだけに見えず。

外記應例 一卷

外記の應に關する公事の例どもかきたるものなるべし。前田本西宮記に、「凡奉公之輩可設備文書」とありて、禮儀のうちに、この書名見えたれば、冷泉天皇以前のものなるべし。今傳はらねど、古書に引きたるは、小野宮年中行事の正月元日宴會、十四日大極殿御齋會終事、四月五日式部省請印捺位記事、七日二省奏成選短冊事、十一日式部請印、成選位記事、十五日授成選位記事、廿日以前奏郡司擬文事、任郡司事、廿日以前五位以上申不堪進五月五日走馬狀事、六月廿六日任郡司事等に載録せり。

乾鈔 十卷 知足院入道撰

群書類從本及び寫本の中、卷數なきものあり。

これも今傳はらざれば詳ならず。著者も、「松殿基房作」と記したるものあり。また「松殿基房、或云知足院入道作」と註したるものあり。いづれかはならん。

著者知足院入道は、藤原忠實にて、後二條關白師通の子なり。堀河、鳥羽、崇徳の三朝に仕へて、攝關となり、應保二年六月、八十五歳にて薨去したる事、公卿補任に見えたり。松殿基房は、忠實の孫にて、法性寺關白忠通の子なり。後白河、二條、六條、高倉の四朝に仕へて、攝關太政大臣となり、治承三年、備前國に流されて出家し、寛喜二年十二月廿八日、八十七歳にて薨去せり。